### 保税地域に関する財務大臣規程 No. 147/PMK.04/2011

## 唯一神のご加護により、

## インドネシア共和国財務大臣は、

- a. 関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年第 17 号の第 45 条 2 項の規定に基づき、加工或いは組立済みの物品、未加工品及び/或いはその他の物品は、税関官吏の承認に基づき使用のための輸入用に保税蔵置場から搬出可能であり、財務大臣規程で定められた関税率・評価に基づく関税が徴収されること、
- b. 上記 a を考慮し、保税蔵置場に関する政令 2009 年 32 号の第 15 条 3 項、第 19 条 9 項、第 48 条の規定を実施する枠組みであること、

#### を考慮し、

- 1. 国税総則に関する法律 1983 年第 6 号 (インドネシア共和国官報 1983 年第 49 号、官報追記第 3262 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2009 年第 16 号(インドネシア共和国官報 2009 年第 62 号、官報追記第 4999 号)
- 2. 所得税に関する法律 1983 年第 7 号 (インドネシア共和国官報 1983 年第 50 号、官報追記第 3263 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2008 年第 36 号(インドネシア共和国官報 2008 年第 133 号、官報追記第 4893 号)
- 3. 付加価値税と奢侈税に関する法律 1983 年第 8 号(インドネシア共和国官報 1983 年第 51 号、 官報追記第 3264 号)及び数次にわたり改正されその最終 改正である法律 2009 年第 42 号 (インドネシア共和国官報 2009 年第 150 号、官報追記第 5069 号)
- 4. 関税に関する法律 1995 年第 10 号(インドネシア共和国官報 1995 年第 75 号、官報追記第 3612 号)及びその改正である法律 2006 年第 17 号 (インドネシア共和国官報 2006 年第 93 号、官報追記第 4661 号)
- 5. 消費税に関する法律 1995 年第 11 号(インドネシア共和国官報 1995 年第 76 号、官報追記第 3613 号)及びその改正である法律 2007 年第 39 号 (インドネシア共和国官報 2007 年第 105 号、官報追記第 4755 号)
- 6. 自由貿易地域・自由港に関する緊急政令 2000 年第 1 号を法律として制定 することに関する法律 2000 年第 36 号(インドネシア共和国官報 2000 年第

251 号、官報追記第 4053 号)及びその改正である法律 2007 年第 44 号 (インドネシア共和国官報 2007 年第 130 号、官報追記第 4775 号)

- 7. 保税蔵置場に関する政令 2009 年第 32 号 (インドネシア共和国官報 2009 年第 61 号、官報追記第 4998 号)
- 8. 大統領令 2010 年第 56/P 号

を鑑み、

## 以下を決定した:

保税地域に関する財務大臣規程を定める。

第1章

総則

# 第1条

#### 本財務大臣規程の中で、

- 1. 関税法とは、関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年 第 17 号のことである。
- 2. 消費税法とは、消費税に関する法律 1995 年第 11 号及びその改正である法律 2007 年第 39 号のことである。
- 3. 保税蔵置場とは、関税を留保し、特定向けの物品を蔵置するのに利用される、特定要件を満たした建屋、場所、或いは地域のことである。
- 4. 保税地域とは、主に輸出用として加工或いは組立を行うために輸入品及び/或いは関税領域内の他の場所に由来する物品の蔵置をするための保税蔵置場のことである。
- 5. 保税地域管理者とは、保税地域事業活動向けに地域を提供し、それを管理する活動を行う法人のことである。
- 6. 保税地域事業者とは保税地域事業活動を行う法人のことである。
- 7. 保税地域内事業者兼、保税地域管理者とは、異なる法人として保税地域管理者の所有する保税地域内で保税地域事業活動を行う法人であり、以後、PDKBと称する。
- 8. 加工活動とは下記の活動のことである:

- a. 補助材の利用の有無を問わず、物品と材料を加工し、性質・機能の変化を 含め、より付加価値の高い製品とすること、及び/或いは
- b. 動植物の養殖
- 9. 組立活動とは、主要製品としての当該保税地域の生産物と他の保税地域及び/或いは関税領域内の他の場所からの輸入に由来する完成品を合わせることである。
- 10. 資本財とは、保税地域管理者、保税地域事業者或いは PDKB が利用する下記の形態の物品のことである:
  - a. 保税地域の開発、拡張、建設用の設備
  - b. 機械、及び
  - c. 型(モールド)

ただし、保税地域の開発、拡張、建設用の材料と工具、当該資本財と共に搬入しない部品はこれに含まれない。

- **11.** 原材料とは、より利用価値の高い生産物にするために加工される物品と材料のことである。
- **12.** 補助材とは、生産工程の補助機能を担い、加工活動或いは組立活動に利用される原材料以外の物品と材料のことである。
- 13. 原材料の残りとは、生産工程にもはや利用されず残っている原材料のことである。
- **14.** 保税地域の生産物とは、保税地域としての許可に関する決定内の記載事項に基づく加工活動又は加工活動と組立活動の成果物のことである。
- 15. 自由貿易地域・自由港とは、関税領域とは切り離されたインドネシア共和国統一 国家の法的領域内にあり、関税、付加価値税、奢侈税、消費税の課税が免除され る地域のことでり、以後自由地域と称する
- 16. 輸入関連税とは、付加価値税、奢侈税及び/或いは輸入にかかる所得税第 22 条のことであり、以後、PDRIと称する。
- 17. 人とは、個人或いは法人のことである。
- 18. 大臣とは、インドネシア共和国財務大臣のことである。
- 19. 総局長とは、関税総局長のことである。
- 20. 地域事務所或いは主要サービス事務所とは、関税総局管内の関税法及び消費税法 に基づく税関義務を履行する場所としての地域事務所或いは主要サービス事務所 のことである。
- 21. 税関事務所とは、関税総局管内の関税法及び消費税法に基づく税関義務を履行する場所としての関税総局管内の事務所のことである。
- **22.** 税関官吏とは、特定の任務を遂行するために特定の役職において指名を受けた関税総局の職員のことである。
- 23. 税関担当者は、保税地域で任務を行う関税総局の職員のことである。
- 24. 自由地域管理機関とは、自由貿易地域・自由港の事業機関のことである。

### 第2条

- (1) 保税地域は税関領域であり、完全に関税総局の監督下に置かれる。
- (2) 1 項に規定の保税地域の監督を行う枠組みにおいて、物流の円滑を保証しつつ税 関検査を行うことができる。
- (3) 2項に規定の税関検査はリスク管理に基づき選択的に行われる。
- (4) リスク管理に基づき、保税地域に対し下記の関税便宜を供与できる:
  - a. 許認可サービス便宜
  - b. 業務サービス便宜
  - c. 追加のドア供与及び/或いは
  - d. a,b,c 以外のその他の通関便宜

#### 第3条

- (1) 保税地域の管理運営事業は保税地域内で行う。
- (2) 1項に規定の保税地域の管理は、インドネシア法人でインドネシアに所在する保税地域管理者がこれを行う。
- (3) 2項に規定の保税地域管理者は保税地域事業活動用の地域の提供と管理を行う。
- (4) 1項に規定の1保税地域管理内において、1以上の保税地域事業の実施が可能。
- (5) 1項に規定の保税地域事業は下記の者が実施する:
  - a. 保税地域事業者、或いは
  - b. PDKB
- (6) 5 項に規定の保税地域事業者或いは PDKB は、主に輸出用として加工或いは 組立を行うために輸入品及び/或いは関税領域内の他の場所に由来する物品 の蔵置する活動を行う。
- (7) 5 項に規定の保税地域事業者と PDKB は、インドネシア法人でインドネシア に所在していること。

### 第4条

(1) 保税地域は工業団地に所在のこと。

- (2) 1 項の規定の例外として、保税地域が下記の企業向けである限りにおいて、法規に基づき定められた空間整備計画に産業活動用とされた養殖地域内に所在が可能:
  - a. 特別な場所を必要とする原材料を利用及び/或いは生産工程 の会社
  - b. 零細·小規模会社、及び/或いは
  - c. 工業団地がまだない、或いは存在するが全ての区画が入居済 みの県或いは市で工業を行う会社
- (3) 2 項に規定の養殖地域における保税地域の面積は、一面を 10000 平米以上とする。
- (4) 3 項に規定の場所は1以上のPDKBから構成できる。

#### 第2章

#### 保税地域の設立

## 第5条

- (1) 保税地域にする予定の地域或いは場所は下記の要件を満たすこと:
  - a. 公道から直接進入でき、コンテナ車両が通過できる場所に位置 している
  - b. 他の場所や建屋と分離柵の形で明確に境界を有している
  - c. 他の建屋と直接関係していない
  - d. 運送手段が通行可能な物品の搬出入用の主要ドアを1つ有している、及び
  - e. 原材料を製品とする加工業活動を行うために利用される
- (2) 保税地域とする予定の地域或いは場所が第4条2項aに規定の特別な場所を必要とする原材料を利用及び/或いは生産工程の会社によって申請される場合、下記の要件を満たすこと:
  - a. 他の場所や建屋と分離柵の形で明確に境界を有している
  - b. 他の建屋と直接関係していない
  - c. 運送手段が通行可能な物品の搬出入用の主要ドアを1つ有している
  - d. 原材料を製品とする加工業活動を行うために利用される

### 第6条

- (1) 保税地域としての場所の決定と保税地域管理者の許可は有期限での供 与とし、大臣の名義により総局長がこれを定める。
- (2) 保税地域としての場所の決定と保税地域管理者と一括での保税地域事業者の許可は有期限での供与とし、大臣の名義により総局長がこれを定める。
- (3) PDKB の許可は有期限での供与とし、大臣の名義により総局長がこれを 定める。
- (4) 保税地域が工業団地内にある場合、1項、2項、3項の許可は関連機関からの事業許可及び/或いは保税地域許可が剥奪されるまでの間、有効とする。
- (5) 保税地域が第4条2項に規定の養殖地域内にある場合、下記の規定が 適用される:
  - a. 1項に規定の保税地域としての場所の決定と保税地域管理者の 許可は期間を最長5年間の供与とし、総局長への申請により延 長が可能。
  - b. 2 項に規定の保税地域としての場所の決定と保税地域管理者と 一括での保税地域事業者の許可は期間を最長 3 年間の供与とし、 総局長への申請により延長が可能。
- (6) 5 項 b に規定の保税地域事業者の許可或いは PDKB の許可の有効期間は、 5 項 a に規定の保税地域としての場所の決定と保税地域管理者の許可 の有効期間を超えることはできない。

#### 第7条

- (1) 保税地域管理者となる予定の者は、保税地域としての場所の決定と保税地域管理 者の許可を取得するために、監督を行う税関事務所の所長を通じて総局長に申請 を行う。
- (2) 1 項に規定の申請は下記の時期に実施可能:
  - a. 工業団地内に所在する保税地域用の建屋が設立される前、或いは
  - b. 建屋が設立された後
- (3) 1 項に規定の申請には下記を添付すること:
  - a. 明確な境界を有する地域、場所、或いは建屋の所有或いは帰属を証明する ものと、サイトマップ、保税地域のレイアウト計画/図面
  - b. 保税地域とする予定の場所が工業団地或いは法規に基づく空間整備計画に より産業活動向けの養殖地域に所在することを証明するもの

- c. 事業場所の許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可、及び
- d. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
- (4) 保税倉庫管理者となる予定の者は、関税総局から登録通知書(SPR)を取得していること、或いは登録通知書取得のため手続き中であること。
- (5) 1 項に規定の申請に基づき、税関事務所の所長は、申請を受理してから 15 営業 日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
  - a. 現場検査記録、及び
  - b. 税関事務所の所長からの推薦状
- (6) 総局長は5項に規定の申請が不備なく受理されてから10営業日以内に大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (7) 総局長は5項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で下記に関する決定 書を発行する:
  - a. 2項aに規定の申請に対し、保税地域設立原則許可、或いは
  - b. 2 項 b に規定の申請に対し、保税地域としての場所の決定と保税地域管理者 許可の供与
- (8) 総局長は5項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。

# 第8条

- (1) 保税地域事業者となる予定の者は、保税地域としての場所の決定と保税地域 管理者と一括での保税地域事業者の許可を取得するために、監督を行う税関 事務所の所長を通じて総局長に申請を行う。
- (2) 1 項に規定の申請は、生産、倉庫、税関担当者用のスペースと設備用の建屋が設立された後に限りこれが可能。
- (3) 1項に規定の申請には下記を添付すること:
  - a. 明確な境界を有する場所、建屋或いは地域の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、保税地域のレイアウト計画/図面
  - b. 保税地域とする予定の場所が工業団地或いは法規に基づく空間整備計画により産業活動向けの養殖地域に所在することを証明するもの
  - c. 事業場所の許可書、商業許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な 許可、及び
  - d. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
- (4) 保税地域事業者となる予定の者は関税総局から登録通知書(SPR)を取得していること、或いは登録通知書取得のため手続き中であること。

- (5) 税関事務所の所長は1項に規定の申請に基づき申請を受理してから15営業 日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
  - a.現場検査記録、及び
  - b.税関事務所の所長からの推薦状
- (6) 総局長は5項に規定の申請が不備なく受理されてから10営業日以内に大臣 の名義で1項に規定の申請の承認或いは却下を行う。
- (7) 総局長は1項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で保税地域として の場所の決定と保税地域管理者と一括での保税地域事業者許可の供与に関す る決定書を発行する。
- (8) 総局長は1項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。

# 第9条

- (1) PDKB の許可を取得するために、PDKB となる予定の者は監督を行う税関事務 所の所長を通じて総局長に申請を行う。
- (2) 1 項に規定の申請は、生産、倉庫、税関担当者用のスペースと設備用の建屋が設立された後に限りこれが可能。
- (3) 1 項に規定の申請には下記を添付すること:
  - a. 明確な境界を有する場所、建屋或いは地域の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、PDKBのレイアウト計画/図面
  - b. 保税地域とする予定の場所が工業団地或いは法規に基づく空間整備計画により産業活動向けの養殖地域に所在することを証明するもの
  - c. 工業許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可
  - d. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
  - e. 保税地域管理者からの推薦状
- (4) PDKB となる予定の者は関税総局から登録通知書 (SPR) を取得していること、 或いは登録通知書取得のため手続き中であること。
- (5) 税関事務所の所長は1項に規定の申請に基づき申請を受理してから15営業日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
  - a. 現場検査記録、及び
  - b. 税関事務所の所長からの推薦状
- (6) 総局長は5項に規定の申請が不備なく受理されてから10営業日以内に1項に規定の申請に対し大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (7) 総局長は1項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で PDKB 許可供与 に関する決定書を発行する。

(8) 総局長は1項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。

#### 第 10 条

- (1) 第7条7項aに規定の保税地域設立原則許可を取得済みの会社は、保税地域としての場所の決定原則許可と保税地域の管理者の許可の日から2年以内に少なくとも生産、倉庫、税関担当者用のスペースと設備のための建屋の建設を完了すること。
- (2) 保税地域には1項に規定の期間内に保税地域事業者、PDKB及び/或いは保税 倉庫管理者が存在しなければならない。
- (3) 保税地域管理者は建屋が設立された後、実物検査を受けるために税関事務所の所長に対し書面で通知を行うこと。
- (4) 3 項に規定の通知は保税地域にある資本財と事務所設備の初期目録報告書を添付すること。
- (5) 税関事務所の所長は3項に規定の通知に基づき建屋の実物検査を行い、検査記録を作成する。
- (6) 税関事務所の所長は、3項に規定の通知から15営業日以内に、5項に規定の 検査記録を承認を受けるために総局長に提出する。
- (7) 6 項に規定の検査記録の提出を受け、総局長は不備なく記録を受理してから 10 日以内に大臣の名義で承認或いは却下する。
- (8) 5 項に規定の通知が承認される場合、総局長は大臣の名義で保税地域としての場所の決定と保税地域管理者許可供与に関する決定書を発行する。
- (9) 5 項に規定の通知が却下される場合、総局長は却下の理由を添えた却下のレターを出す。

#### 第11条

税関及び/或いは消費税関連の犯罪を犯したことがあり確定判決を受けている、及び/或いは裁判所により破産宣告を受けている会社及び/或いは会社の責任者は、刑事罰の履行後及び/或いは破産決定から10年間、保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いはPDKBとしての承認を受けることができない。

### 第12条

保税倉庫事業者或いは PDKB は、保税地域活動開始予定時点について監督を行う税関事務所の所長に下記を添付して書面で通知を行うこと:

- a. 資本財と事務所設備の初期目録報告書、及び
- b. 原材料、仕掛素材、完成品の初期在庫目録

# 第13条

- (1) 保税地域管理者、保税地域事業者或いは PDKB は、第6条5項に規定の決定 及び/或いは許可が切れる前に、保税地域としての場所の決定、保税地域管 理者許可、保税地域事業者許可、PDKB 許可の延長を申請できる。
- (2) 1項に規定の延長は、監督を行う税関事務所を通じ、下記を添付して総局長に申請する:
  - a. 保税地域管理者許可、保税地域事業者許可、或いは PDKB 許可
  - b. 明確な境界を有する場所或いは建屋の所有或いは帰属を証明する ものと、サイトマップ、保税地域のレイアウト計画/図面
  - c. 工業許可書、その他関連機関で必要な許可
  - d. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの、及び
  - e. PDKB の場合、保税地域管理者からの推薦状
- (3) 税関事務所の所長は1項に規定の延長申請に基づき、申請を受理してから7 営業日以内に調査を行い、推薦状を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ。
- (4) 3 項に規定の申請が不備なく受理されてから 10 営業日以内に、総局長は1項に規定の申請に対し大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (5) 総局長は1項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で第6条5項及び 6項に規定の保税地域としての場所の決定と保税地域管理者許可、保税地域 事業者許可或いはPDKB許可の延長決定書を発行する。
- (6) 総局長は1項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。
- (7) 1項に規定の延長実施のための期限が過ぎる前に保税地域としての場所の決定と保税地域管理者許可、保税地域事業者許可或いは PDKB 許可の延長を申請し、そして当該許可が切れた場合、保税地域への物品の搬入に対しては、関税便宜の留保、消費税の免税、及び/或いは PDRI の無徴収の便宜を供与されない。

### 第3章

## 関税・税務上の取り扱い

# 第14条

- (1) 関税の留保、消費税の免税、PDRI の無徴収は、下記の形態で保税地域に搬入される 物品に対して供与される:
  - a. 関税領域外に由来するさらに加工を施すための原材料と補助材
  - b. 保税地域で利用する、関税領域外に由来する資本財と他の保税地域に由来する 資本財
  - c. 保税地域事業者及び/或いは PDKB が利用する、関税領域外に由来する事務設備
  - d. 生産工程用のさらに加工を施すため、或いは資本財とするための、他の保税地域 の生産物
  - e. 関税領域外から保税地域へ再搬入される保税地域の生産物
  - f. 保税展示場から保税地域に再搬入される保税地域の生産物
  - g. 輸出用に限り保税地域の生産物と組立てられるために保税地域に搬入される関税 領域外に由来する完成品、及び/或いは
  - h. 保税地域の生産物と一体とするために保税地域に搬入される関税領域外及び/或いは他の保税地域に由来する包装材及び包装補助材
- (2) 付加価値税と奢侈税は下記については徴収されない:
  - a. 関税領域内の他の場所から保税地域へのさらに加工を施すための物品の搬入
  - b. 他の保税地域或いは関税領域内の他の場所の工業会社の下請の枠組みでの保税地域への物品の再搬入
  - c. 他の保税地域或いは関税領域内の他の場所の工業会社から保税地域への貸与の枠組みでの機械及び/或いは型(モールド)の再搬入
  - d. 保税地域でさらなる加工を施すための、他の保税地域、或いは生産のための原材 料が関税領域内の他の場所に由来する関税領域内の他の場所の会社の生産物の搬 入
  - e. 輸出用に保税地域の生産物と組み立てるために限られた、他の保税地域、或いは 生産のための原材料が関税領域内の他の場所に由来する関税領域内の他の場所の 会社に由来する生産物の搬入、或いは
  - f. 保税地域の生産物と一体とするために保税地域に搬入される関税領域内の他の場所からの包装材及び包装補助材の搬入
- (3) 消費税の免税は、保税地域事業者或いは PDKB がさらに加工を施すために関税領域内の他の場所から保税地域に搬入する消費税課税品(BKC)にこれが供与される。

- (4) 関税留保、消費税免税、付加価値税或いは奢侈税の免税、輸入にかかる所得税第22 条の無徴収は、保税地域でさらなる加工が施される及び/或いは生産物と組み立てられる予定の自由地域からの物品の搬入に対しこれが供与される。
- (5) 自由地域の事業者は4項に規定の便宜を受けるために自由地域管理機関の許可を取得すること。
- (6) 1 項、2 項、3 項、4 項に規定の物品は、食品、飲料、燃料、潤滑油など保税地域で消費される物品のことではない。

#### 第 15 条

第14条1項cに規定の関税留保、消費税免税、PDRI無徴収を受けられる事務設備は、下記の規準を満たしたものとする:

- a. 保税地域での物品の搬出入管理事務を支えるために利用される
- b. 消耗品ではない
- c. 税関担当者の監督が容易である
- d. 妥当な数である、及び
- e. 国内産業振興を優先して供与される

#### 第 16 条

- (1) 付加価値税或いは付加価値税と奢侈税は下記に対してはこれを徴収しない:
  - a. 製品を生産するための原材料が関税領域内の他の場所に由来する保税地域 の生産物の他の保税地域への搬出
  - b. 保税地域から他の保税地域或いは関税領域内の他の場所の工業会社に下請する枠組みでの原材料、補助材、型(モールド)及び/或いは機械の搬出
  - c. 当該物品が物品の由来場所である会社に返却される場合に限り、保税地域で全く処理していない関税領域内の他の場所に由来する破損品及び/或いは返品の関税領域内の他の場所への搬出、及び
  - d. 当該機械及び/或いは型(モールド)が元の保税地域の貸与者に物品を引き渡すために利用される場合に限り、関税領域内の他の場所及び他の保税地域の工業会社への貸与の枠組みでの機械及び/或いは型(モールド)の搬出

- (2) 関税、消費税、及び/或いは PDRI は、保税地域から関税領域内の他の場所へ搬出 される、輸入に由来する物品と生産物に対してこれが徴収される。
- (3) 付加価値税或いは付加価値税と奢侈税及び消費税は、関税領域内の他の場所に由来し、保税地域から関税領域内の他の場所へ搬出される物品に対して徴収される。
- (4) 関税免税、消費税免税、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税の無徴収及び/或いは輸入にかかる所得税第 22 条の無徴収は、自由地域管理機関から事業許可を取得済みの自由地域の事業者への、保税地域での生産物を含む保税地域からの物品の搬出に対してこれが供与される。

# 第17条

- (1) 関税の留保或いは免税及び消費税免税の便宜を受けている人への保税地域の生産物の搬出に対しては、関税の留保或いは免税及び消費税の免税が供与される。
- (2) 輸出向けに加工、組立、他の物品への据付を行うための物品と材料の輸入にかか る関税の免税或いは還付便宜を受けている会社への保税地域の生産物の搬出には 関税免除と消費税免除は供与されない。
- (3) 1 項に規定の便宜を取得した人への物品の搬出に対して、保税地域事業者或いは PDKB は付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づき、タックスインボイスを作成する。

### 第18条

- (1) 法規に基づき別途定めのない限り、保税地域への輸入品の搬入には輸入分野の制限規定は適用されない。
- (2) 保税地域から関税領域内の他の場所への使用のための輸入品の搬出には輸入分野の制限規定が適用される。ただし、搬入の際にそれを満たしている場合はその限りではない。

#### 第4章

### 義務と禁止

### 第19条

#### 保税地域管理者は下記の義務を負う:

- a. 一般の人が明確に見える場所に会社名マークと保税地域管理者番号・許可日 を設置する
- b. 税関官吏がサービスと監督機能を遂行するために適切なスペース、業務設備、ファシリティーを用意する
- c. 下記の形態の通関サービス用インフラ設備を用意:
  - 1. コンピューター、及び/或いは
  - 2. 関税総局のサービスコンピューターシステムに接続した電子データ通信媒体
- d. 場所の賃借期間延長をまだしていない PDKB がいる場合、期限終了の 30 日前までに、監督を行う税関事務所の所長に書面で報告する
- e. 営業していない PDKB がいる場合、監督を行う税関事務所の所長に報告する
- f. 合併・吸収によらない場合の会社名の変更と保税地域の面積の変更の場合、 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長に対し保税地域としての 場所の決定と保税地域管理者許可の変更申請を行う
- g. 名称、住所、納税者番号、会社のオーナー/責任者の名前と住所の変更がある場合、税関事務所の所長に対し保税地域としての場所の決定と保税地域管理者許可の変更申請を行う
- h. 帳簿、記録を作成し、保税地域の開発/建設及び事務所設備のために搬入し た資本財と設備にかかる書類を保管する
- i. 事業場所において事業に関連する帳簿、記録、その他書類を 10 年間保管・ 維持する
- i. インドネシアで一般に有効な会計原則に基づく記帳を行う、及び
- k. 法規に基づき関税総局及び/或いは国税総局が監査を行う場合、保税地域活動に関連する書類を出す

#### 第 20 条

### 保税地域事業者或いは PDKB は下記の義務を負う:

- a. 一般の人が明確に見える場所に会社名マークと保税地域事業者・PDKB番号・許可日を設置する
- b. 物品、材料、機械の搬出入の総括を作成し、主要サービス事務所或いは監督 を行う税関事務所の所長に提出する

- c. 電子データ交換 (PDE) システムを採用している税関事務所の監督を受ける 保税地域事業者或いは PDKB の場合、電子データ交換のためのインフラ設備 を用意する
- d. 関税総局の検査のためにアクセス可能な物品の搬出入管理用の IT の活用
- e. 保税地域の生産物が消費税課税品(BKC)の場合、消費税課税業者番号 (NPPBKC)を保有する
- f. 合併・吸収によらない場合の会社名の変更と生産物の種類、保税地域の面積 の変更の場合、地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長に対し保 税地域事業者或いは PDKB 許可の変更申請を行う
- g. 名称、住所、納税者番号、会社のオーナー/責任者の名前と住所の変更がある場合、税関事務所の所長に対し保税地域事業者或いは PDKB 者許可の変更申請を行う
- h. 1年に最低1回、監督を行う税関事務所の税関官吏と共に関税、消費税、税 務便宜を受けている物品の棚卸をする
- i. 事業場所において事業に関連する帳簿、記録、その他書類を 10 年間保管・ 維持する
- j. インドネシアで一般に有効な会計原則に基づき、保税地域での物品の搬出入 と保税地域内の物品の移動に関する記帳を行う
- k. 関税総局及び/或いは国税総局が監査を行う場合、保税地域活動に関連する 書類を出す

#### 第 21 条

- (1) 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB は、保税地域内にある或い は保税地域内にあるべき関税領域外に由来する物品の関税及び/或いは消費税、 及び PDRI に責任を負う。
- (2) 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB は、保税地域内にある或い は保税地域内にあるべき関税領域外に由来する物品の付加価値税或いは付加価値 税と奢侈税に責任を負う。
- (3) 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB は、物品が下記に該当する場合、1項都項に規定の責任を負わない:
  - a. 故意ではない廃棄
  - b. 輸出及び/或いは再輸出
  - c. 関税、消費税、税務上の義務を果たした上で、使用のために輸入
  - d. 他の保税蔵置場に搬出
  - e. 自由地域管理機関から事業許可を取得した自由地域の事業者へ搬出、及び /或いは
  - f. 税関蔵置所への搬出、及び/或いは

# g. 税関官吏の監督下で廃棄

### 第22条

法規に基づき、保税地域管理者、保税地域事業者或いは PDKB に対しては、下記の規定 が適用されない:

- a. 輸入が禁止されている物品の搬入及び/或いは
- b. 輸出が禁止されている物品の輸出

第5章

搬出入

第23条

保税地域への物品の搬入は下記から実施可能:

- a. 関税領域外
- b. 他の保税地域
- c. 保税倉庫
- d. 保税展示場
- e. 保税入札場
- f. 自由地域管理機関から事業許可を取得した自由地域の事業者が実施する自由地域、及び/或いは
- g. 関税領域内の他の場所

### 第 24 条

- (1) 関税領域外からの輸入品は、保税地域の監督を行う税関官吏或いは税関事務所の サービスコンピューターシステムが一時蔵置場或いは荷卸港からの物品の搬出承 認を行なった後、保税地域へ搬入可能。
- (2) 1 項に規定の承認前に保税地域の監督を行う税関事務所の税関官吏は、リスク管理に基づき選択的に書類の調査を行うことが可能。
- (3) 税関官吏は1項に規定の承認の供与前或いは後に、リスク管理に基づき選択的に物品の実物検査を行うことが可能。
- (4) 2 項に規定の書類検査と 3 項に規定の実物検査に基づき不適合が見つかった場合、 税関官吏は詳細の調査を行う。

## 第25条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は、関税留保、消費税免税、PDRI 無徴収を受けた 上で、生産用のサンプルとして特別に輸入されたサンプル品を搬入可能。
- (2) 1項に規定のサンプル品は下記の規定を満たすこと:
  - a. 生産の導入或いは新製品の開発用
  - b. 1種・ブランド・モデル・タイプにつき 3 品まで
  - c. 品質研究開発の場合を除き、更なる加工を施すための物品ではない、及び
  - d. 関税領域内の他の場所で譲渡、売却、或いは消費されない
- (3) 1項に規定のサンプル品には、重機を含むいかなる種類及び/或いは状態の原動機付車両は含まれない。
- (4) サンプル品は保税地域に搬入した日から2年間保管が義務付けられる。
- (5) 目的に沿った利用を終え、4項に規定の保管期間を過ぎたサンプル品は関税の 支払いを免除される。
- (6) 5 項に規定の関税支払いの免除は、当該保税地域事業者或いは PDKB の申請に 基づき、地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長が供与する。
- (7) 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は不備なく申請を受理して から 15 営業日以内に 6 項に規定の申請の承認或いは却下を出す。

#### 第 26 条

- (1) 保税地域の生産物の搬出先は:
  - a. 関税領域外
  - b. 他の保税地域
  - c. 保税展示場
  - d. 自由地域管理機関から事業許可を取得した自由地域の事業者、或いは
  - e. 関税領域内の他の場所
- (2) 1 項 a に規定の保税地域の生産物の搬出には輸出分野の通関規定が適用される。
- (3) 1 項 e に規定の保税地域の生産物の搬出には輸入分野の通関規定が適用される。

## 第27条

- (1) 第 26 条 1 項 a に規定の関税領域外への保税地域の生産物の搬出は下記の形態で 可能:
  - a. 当該保税地域の生産物、及び
  - b. 下記に由来する補助物としての他の物品と保税地域の生産物との組立品
    - 2) 関税領域外
    - 3) 保税倉庫
    - 4) 他の保税地域
    - 5) 自由地域管理機関から事業許可を取得した保税地域の事業者、或いは
    - 6) 関税領域内の他の場所
- (2) 第 26 条 1 項 b に規定の保税地域の生産物の他の保税地域への搬出はさらなる加工、他の保税地域の生産物との組立、或いは生産工程用の資本財とするためのものであること。
- (3) 第 26 条 1 項 c に規定の保税地域の生産物の保税展示場への搬出は展示及び/或いは 販売用であること。
- (4) 3 項に規定の保税展示場へ搬出される保税地域の生産物は、展示会終了から 30 日以内に元の保税地域に再搬入すること。
- (5) 4 項に規定の保税地域への再搬出期間に関する規定を満たさない場合、保税地域事業者は1年間、保税展示場への生産物の搬出ができない。
- (6) 第 26 条 1 項 d に規定の自由地域管理機関から事業許可を取得した自由地域の事業者への保税地域の生産物の搬出は、事業活動と関連する物品について自由地域管理機関から許可を取得した自由地域の事業者に向けられること。

- (7) 第 26 条 1 項 e に規定の保税地域の生産物の関税領域内の他の場所への搬出は、前年の輸出実績額と前年の他の保税地域への引渡し実績額の最高 25%までこれを実施できる。
- (8) 7 項に規定の他の保税地域への引渡し実績額は、さらなる加工を施す予定の保税地域の生産物に限られる。
- (9) 7 項に規定の生産物の搬出制限に関する規定が満たせない場合、保税地域事業者或 いは PDKB には関税領域内の他の場所への翌年の販売割合の削減が適用される。
- (10) 9項に規定の翌年において、7項に規定の生産物の搬出制限に関する規定が引き 続き満たせない場合、保税地域事業者或いは PDKB に対しては 3 ヵ月間の保税地域 許可の凍結がなされる。
- (11) 国内経済の安定化維持の枠組みにおいて、7項に規定の生産物の搬出量制限は大 臣規程でこれを変更可能。

#### 第 28 条

- (1) その一部であるか全てであるかを問わず原材料が関税領域外に由来し、関税領域内の他の場所に搬出される保税地域の生産物には下記の規定が適用される:
  - a. 関税及び/或いは消費税の課税、及び
  - b. PDRI の徴収
- (2) 1 項に規定の保税地域の生産物の搬出にかかる関税及び/消費税と PDRI の課税額の 計算に利用される根拠は下記の通り:
  - a. 生産物が破損していない場合:
    - 1) 関税は下記を根拠として計算:
      - a) 輸入品が保税地域に搬入される時点での関税 評価・分類、及び
      - b) 使用のための輸入申告登録時の賦課
    - 2) 消費税は消費税分野の法規に基づき計算される
    - 3) PDRI は輸入品が保税地域に搬入された時点で適用される輸入価額に基づき計算される
  - b. 生産物が破損している場合:
    - 1) 関税は下記を根拠として計算:
      - a) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品 の搬出時点での取引価格に基づく関税評価
      - b) 保税地域へ輸入品を搬入した時点で適用される分類、及び
      - c) 使用のための輸入申告登録時点での賦課
    - 2) 消費税は消費税分野の法規に基づき計算される
    - 3) PDRI は販売価格に基づき計算される

- (3) 2 項 b に規定の破損状態の生産物とは、当該生産物が破損或いは品質/品質基準の低下により期待する品質/品質基準と同等とするための修復が技術的にできない場合のことをいう。
- (4) 2項aの3に規定の輸入価額は保税地域内への搬入時点での関税評価に関税を加えたものから得られる。
- (5) 2 項に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には支払い時点で有効な大臣が 定める関税計算基礎価額 (NDPBM) を用いる。
- (6) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品の引渡しの場合、保税地域事業者或いは PDKB は付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスを作成する義務を負う。
- (7) 原材料の関税率が生産物の関税率より高い場合、関税の課税額の計算に使われる根拠は保税地域から搬出する時点で適用される生産物の関税率である。

#### 第 29 条

- (1) 生産工程或いは生産向上に必要なものを相互に補填するために、保税地域事業者 或いは PDKB は生産物以外の物品を他の保税地域に譲渡可能。
- (2) 1項に規定の他の保税地域向けの物品の譲渡許可は、保税地域許可書の記載に基づき保税地域事業者或いは PDKB の名称、経営、法人、活動分野、生産物が共通の場合、譲渡を行う予定の保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、税関事務所の所長がこれを供与する。
- (3) 1項に規定の1保税地域管理者内のその他の保税地域向けの譲渡許可は、譲渡を 行う予定の保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、税関事務所の所長がこ れを供与する。
- (4) 2 項と 3 項以外の他の保税地域向けの譲渡許可は、譲渡を行う予定の保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長がこれを供与する。
- (5) 税関事務所の所長は、申請を不備なく受理してから 10 営業日以内に 2 項と 3 項に 規定の譲渡申請の承認或いは却下をする。
- (6) 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は、申請を不備なく受理してから15営業日以内に4項に規定の譲渡申請の承認或いは却下をする。

### 第30条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は下記に向けて原材料及び/或いは原材料の残りを 搬出可能:
  - a. 関税領域外
  - b. 他の保税地域、及び/或いは
  - c. 関税領域内の他の場所
- (2) 保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、保税地域事業者或いは PDKB は、 税関事務所の所長の承認により、原材料の由来場所である保税倉庫に向けて原材 料を搬出可能。
- (3) 保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、保税地域事業者或いは PDKB は、 税関事務所の所長の承認により、1項 a に規定の関税領域外に向けて関税領域外 由来の原材料及び/或いは原材料の残りを搬出可能。
- (4) 保税地域事業者或いは PDKB の申請に基づき、保税地域事業者或いは PDKB は、地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長の承認により、1項 b と c に規定の他の保税地域及び/或いは関税領域内の他の場所の工業会社に向けて関税領域外由来の原材料及び/或いは原材料の残りを搬出可能。
- (5) 1項 c に規定の関税領域内の他の場所の工業会社への譲渡を目的とした関税領域外に由来する原材料及び/或いは原材料の残りの搬出は、関税及び/或いは消費税と PDRI を支払うことにより実施される。
- (6) 1項 c に規定の関税領域内の他の場所の工業会社への譲渡を目的とした関税領域外に由来する原材料及び/或いは原材料の残りの搬出にかかる関税及び/或いは消費税と PDRI の課税額の計算に利用される根拠は下記の通り:
  - a. 原材料及び/或いは原材料の残りが破損していない場合:
    - 1) 関税は下記を根拠として計算:
      - a) 保税地域への原材料及び/或いは原材料の残りの搬入 時点で有効な関税評価・分類、及び
      - b) 使用のための輸入申告登録時点での賦課
    - 2) 消費税は消費税分野の法規に基づき計算される
    - 3) PDRI は保税地域に輸入品が搬入された時点に適用される輸入価額に基づき計算される
  - b. 原材料及び/或いは原材料の残り が破損している場合:
    - 1) 関税は下記を根拠として計算:
      - a) 保税地域から関税領域内の他の場所への搬出時点での取引価格に基づく関税評価
      - b) 保税地域への輸入品の搬入時点で適用される分類、及び
      - c) 使用のための輸入申告登録時点での賦課
    - 2) 消費税は消費税分野の法規に基づき計算される
    - 3) PDRI は販売価格に基づき計算される

- (7) 6 項 b に規定の破損状態の原材料及び/或いは原材料の残りとは、当該原材料及び/ 或いは原材料の残りの品質が著しく低下しており処理できない、或いは処理した場合に期待する品質/品質基準を満たせない場合のことをいう。
- (8) 6 項 a の 3 に規定の輸入価額は保税地域内への搬入時点での関税評価に関税を加えたものから得られる。
- (9) 2 項に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には支払い時点で有効な大臣の 定めた関税計算基礎価額を用いる。
- (10) 関税領域内の他の場所向けの関税領域外に由来する原材料及び/或いは原材料の 残りの搬出の場合、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税 と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスを作成する義務を 負う。
- (11) 関税領域内の他の場所向けの関税領域外に由来する原材料及び/或いは原材料の 残りにかかる消費税の支払いは、消費税分野の法規に基づき実施される。
- (12) 税関事務所の所長は不備なく申請を受理してから 10 営業日以内に 2 項と 3 項に 規定の申請に対する承認或いは却下を出す。
- (13) 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は不備なく申請を受理してから 15 営業日以内に 4 項に規定の申請に対する承認或いは却下を出す。

# 第 31 条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は生産工程の残り/廃棄物 (ゴミ/スクラップ) 及び/ 或いは包装材の残り或いは使い古しを保税地域から下記へ搬出可能:
  - a. 関税領域外
  - b. 他の保税地域、或いは
  - c. 関税領域内の他の場所
- (2) 1 項 c に規定の関税領域外に由来する生産工程の残り/廃棄物 (ゴミ/スクラップ) 及び/或いは包装材の残り或いは使い古しの関税領域内の他の場所への搬出は、 関税及び/或いは消費税と PDRI を支払うことで実施される。
- (3) 1 項 c に規定の関税領域外に由来する生産工程の残り/廃棄物(ゴミ/スクラップ) 及び/或いは包装材の残り或いは使い古しの関税領域内の他の場所への搬出にか かる関税及び/或いは消費税と PDRI の課税額の計算に利用される根拠は、下記の 通り:
  - a. 関税は下記を根拠に計算:
    - 1) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品の搬出時点における取引価格に基づく関税評価
    - 2) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品搬出時点で適用される分類、及び

- 3) 使用のための輸入申告登録時点での賦課
- b. 消費税は消費税分野の法規に基づき計算される
- c. PDRI は販売価格に基づき計算される
- (4) 2 項に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には支払い時点で有効な大臣が定める関税計算基礎価額(NDPBM)を用いる。
- (5) 保税地域から生産工程の残り/廃棄物(ゴミ/スクラップ)及び/或いは包装材の 残り或いは使い古しの関税領域内の他の場所への引き渡しの場合、保税地域事業 者或いは PDKB は 付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法 規に基づきタックスインボイスを作成する義務を負う。
- (6) 1 項に規定の関税領域内の他の場所へ搬出する生産工程の残り/廃棄物 (ゴミ/スクラップ) 及び/或いは包装材の残り或いは使い古しには輸出分野の禁止と制限規定が適用されない。

## 第32条

- (1) 関税支払い義務が完了していない保税地域の輸入由来の資本財は下記の目的で搬入可能:
  - a. 税関事務所の所長の承認に基づく再輸出
  - b. 輸入から 2 年が経過し、既に利用された後、税関事務所の所 長の承認に基づき他の保税地域への譲渡
  - c. 輸入或いは元の保税地域で利用するために、地域事務所の所 長或いは主要サービス事務所の所長の承認に基づき、搬入し てから4年が経過する前であり、当該保税地域で既に利用さ れたものを下記の条件により関税領域内の他の場所に譲渡:
    - 1) 下記を根拠に計算される関税の支払い:
      - a) 保税地域に輸入品が搬入された時点で適用される関税評価と分類、及び
      - b) 使用のための輸入申告登録時点における賦課
    - 2) 保税地域に輸入品が搬入された時点で適用される輸入 価額に基づき計算される PDRI の支払い
    - 3) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品の引渡しの場合、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づくタックスインボイスの作成の義務を負う。
  - d. 輸入或いは元の保税地域で利用するために、地域事務所の所 長或いは主要サービス事務所の所長の承認に基づき、搬入し てから4年が経過し、当該保税地域で既に利用されたものを 下記の条件により関税領域の他の場所に譲渡:

- 1) 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所に対し申 請を行い関税免税を受ける、及び
- 2) 保税地域から関税領域の他の場所への物品の引渡しの場合、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う。
- (2) 1 項 c の 2 に規定の輸入価額は保税地域内への搬入時点での関税評価に関税を加えたものから得られる。
- (3) 2 項に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には支払い時点で有効な大臣が定める関税計算基礎価額(NDPBM)を用いる。

## 第33条

- (1) 関税支払い義務を完了していない輸入由来の事務設備は下記の目的で保税地域から搬出が可能:
  - a. 税関事務所の所長の承認に基づく再輸出.
  - b. 税関事務所の所長の承認に基づき、当該保税地域で利用された後、他の保税地域への譲渡
  - c. 輸入から 4 年が経過する前であり、当該保税地域で既に利用されたものを下記の条件により関税領域の他の場所に譲渡:
    - 1) 下記に基づき計算された関税の支払い:
      - c) 保税地域へ輸入品が搬入される時点で適用 される関税評価と分類、及び
      - d) 輸入申告が登録された時点での賦課
    - 2) 保税地域へ輸入品が搬入された時点における輸入価額に基づき計算 される PDRI の支払い
    - 3) 保税地域から関税領域の他の場所への物品の引渡しの場合、保税 地域事業者或いは PDKB は 付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を 徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務 を負う。
  - d. 輸入から 4 年が経過し、当該保税地域で既に利用されたものを下記の条件により、地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の承認に基づき、関税領域の他の場所に譲渡:
    - 1) 下記に基づき計算された関税の支払い:
      - a) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品の搬出時点での 取引価格に基づく関税評価
      - b) 保税地域へ輸入品が搬入された時点で適用される分類、及び
      - c) 輸入申告が登録された時点での賦課

- 2) 販売価格に基づき計算された PDRI の支払い
- 3) 保税地域から関税領域内の他の場所への物品の引渡しの場合、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う。
- (2) 1 項 c の 2 に規定の輸入価額は保税地域内に搬入された時点での関税評価に関税を加えたものから得られる。
- (3) 1項 c と d に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には支払い時点で有効な大臣が定める関税計算基礎価額(NDPBM)を用いる。

#### 第34条

関税領域への搬入時点において関税と PDRI を支払い済みの資本財と事務設備の譲渡と 関税領域内の他の場所に由来する資本財の譲渡は、税関事務所の所長の承認に基づき実 施される。

## 第35条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は修理/修繕のために、税関事務所の所長の承認に 基づき、下記に資本財を搬出できる:
  - a. 関税領域外
  - b. 関税領域内の他の場所及び/或いは
  - c. 他の保税地域
- (2) 1 項 b に規定の修理/修繕のために関税領域の他の場所に資本財を搬出する場合、 保税地域事業者或いは PDKB は保証金を出すこと。
- (3) 1 項 b に規定の関税領域内の他の場所と 1 項 c に規定の他の保税地域への修理/ 修繕のための資本財の搬出の場合、保税地域からの搬出から 3 ヶ月以内に再搬 入のこと。ただし、特定の場合においては 1 回最長 3 ヵ月間の延長が可能。
- (4) 1 項 b に規定の関税領域内の他の場所への修理/修繕のための資本財が 3 項に規定の期間に再搬入されない場合、下記の規定が適用される:
  - a. 関税と PDRI の支払いのために 2 項に規定の保証金を現金 化し、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或い は付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づ きタックスインボイスの作成の義務を負う、及び

- b. 保税地域事業者或いは PDKB には本来支払うべき関税の 100%の罰金が科される
- (5) 1 項 c に規定の他の保税地域への修理/修繕のための資本財が 3 項に規定の期間 内に再搬入されない場合、保税地域事業者或いは PDKB は関税と PDRI を支払い、 本来支払うべき関税の 100%の罰金が科される。

#### 第36条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は、税関事務所の所長の承認に基づき、中間材及び /或いは保税地域の生産物の形態での見本/サンプル品の搬出が可能。
- (2) 1 項に規定の見本/サンプル品の搬出は下記に可能:
  - a. 関税領域外
  - b. 関税領域内の他の場所、及び/或いは
  - c. 他の保税地域
- (3) 2 項 b に規定の関税領域の他の場所への見本/サンプル品の搬出の場合、保税地域事業者或いは PDKB は保証金を出すこと。
- (4) 1 項に規定の見本/サンプル品の搬出は下記の条件を満たすこと:
  - a. 製品の導入或いは新製品の開発に利用
  - b. 1種・ブランド・モデル・タイプに最高 3 個まで
  - c. 品質の研究開発の場合を除き、さらに加工を施すためのものではない
  - d. 重機を含む、いかなる種類及び/或いは状態の原動機付車両ではない
- (5) 1 項 b に規定の関税領域内の他の場所或いは 1 項 c に規定の他の保税地域への見本/サンプル品の搬出の場合、保税地域からの搬出申告登録日から 14 日以内に元の保税地域に再搬入のこと。
- (6) 2 項 b に規定の関税領域内の他の場所へ搬出された見本/サンプル品が 5 項に規定の期間内に保税地域に再搬入されない場合、下記の規定が適用される:
  - a. 関税と PDRI の支払いのために 3 項に規定の保証金を現金化し、保税地域 事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、 税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う、及び
  - b. 保税地域事業者或いは PDKB には本来支払うべき関税の 100%の罰金が科 される
- (7) 2 項 c に規定の他の保税地域へ搬出された見本/サンプル品が 5 項に規定の期間内に再搬入されない場合、保税地域事業者或いは PDKB は PDRI を支払い、本来支払うべき関税の 100%の罰金が科される。

### 第6章

#### 物品の廃棄と破壊

#### 第37条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は保税地域に搬入された腐敗品及び/或いは性質・ 形態上廃棄可能な物品の廃棄が可能。
- (2) 1 項に規定の廃棄を行うために、保税地域事業者或いは PDKB は税関事務所の所 長に書面で申請を行うこと。
- (3) 1 項に規定の廃棄は、税関事務所の官吏の監督下、保税地域の内外を問わず実施が可能。
- (4) 廃棄物の廃棄は下記の者に限り実施可能:
  - a. 廃棄物処理設備を保有する保税地域事業者或いは PDKB、或いは
  - b. 管轄機関から認定を受けた廃棄物処理会社
- (5) 1 項に規定の物品の廃棄は記録を作成のこと。
- (6) 4 項 b に規定の廃棄物処理会社が廃棄を行う場合、保税地域事業者或いは PDKB は廃棄物処理会社が作成した廃棄実施報告書を税関官吏に提出のこと。

### 第38条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は、性質・形態上廃棄できない関税領域外に由来する物品の破壊が可能。
- (2) 1 項に規定の破壊を行うために、保税地域事業者或いは PDKB は税関事務所の所 長に書面で申請を行うこと。
- (3) 1項に規定の破壊は税関官吏の監督下で実施し、記録を作成する。
- (4) 破壊は利用/機能を永久に破壊し、切り刻んでスクラップにする形で行う。
- (5) 4 項に規定のスクラップの保税地域から関税領域の他の場所への搬出には下記の 規定に基づき実施される:
  - a. 下記に基づき計算された関税の支払いの義務を負う:
    - 1) 保税地域から関税領域の他の場所への物品の搬出時点における 取引価格に基づく関税評価
    - 2) 保税地域に輸入品が搬入された時点で適用される分類、及び
    - 3) 使用のための輸入申告の登録時点における賦課
  - b. 販売価格に基づき計算された PDRI の支払いの義務を負う

- (6) 保税地域から 関税領域内の他の場所への物品の引渡しの場合、保税地域事業者 或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法 規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う。
- (7) 2 項に規定の関税及び/或いは消費税と PDRI の計算には、支払い時点で有効な大臣が定める関税計算基礎価額(NDPBM)を用いる。

第7章

下請

#### 第39条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は、生産工程の主要活動ではない加工活動の一部を 他の保税地域事業者或いは PDKB 及び/或いは関税領域内の他の場所の工業会社/ 事業体に下請することが可能。
- (2) 1 項に規定の下請作業は、初期検査、選別、最終検査、梱包作業には実施できない。
- (3) 1 項に規定の下請作業は下請契約に基づき実施すること。
- (4) 1 項に規定の下請作業は税関事務所の所長の承認を得てから実施する。
- (5) 1 項に規定の下請作業の枠組みにおいて、保税地域事業者或いは PDKB は下請会 社に生産機械と型 (モールド)の貸与が可能。
- (6) 1 項と 5 項に規定の関税領域内の他の場所の会社/事業体への物品の搬出の場合、 保税地域事業者或いは PDKB は保証金を出すこと。
- (7) 6 項に規定の保証金の額は、3 項に規定の下請契約に基づく。

### 第40条

- (1) 第 39 条に規定の下請作業は、下請承認日から保税地域への下請品の再搬入まで の期間を最長 60 日間で行うことが義務付けられる。
- (2) 下請発注者の申請に基づき、下請作業の性質・性格上 60 日以上を要する場合、 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は1項に規定の期間を超え て下請許可を出すことが可能。
- (3) 関税領域内の他の場所の工業会社/事業体への下請作業の完了が1項と2項の期限を過ぎ、生産物が戻らない場合、下記の規定が適用される:

- a. 関税と PDRI の支払いのために第39条6項に規定の保証金を現金化し、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う、及び
- b. 本来支払うべき関税の 100%の罰金が科される
- (4) 3 項に規定の下請に必要な物品/原材料に制限規定が課される場合、保税地域許可は剥奪される。
- (5) 他の保税地域への下請作業の完了が1項と2項の期限を過ぎ、生産物が戻らない場合、元の保税地域事業者或いはPDKBは、関税及び/或いは消費税の支払い義務を負い、本来支払うべき関税の100%の罰金が科される。
- (6) 保税地域事業者或いは PDKB が 3 項と 5 項の下請違反を過去 12 ヶ月間に 3 回犯した場合、保税地域事業者或いは PDKB は 6 ヶ月間、下請けの実施が認められない。

#### 第8章

## 資本財の貸与

### 第41条

- (1) 保税地域事業者或いは PDKB は、第 39 条 5 項に規定の下請の枠組以外において も、下記の者に対し、生産機械と型(モールド)の形での物品の貸与が可能:
  - a. 他の保税地域事業者及び/或いは他の PDKB、及び/或いは
  - b. 関税領域内の他の場所の工業会社/事業体
- (2) 1 項に規定の貸与を行う場合、下記の規定が適用される:
  - a. 機械・型 (モールド)を貸与した保税地域に送られる成果物を作業すること、及び
  - b. 原材料 は貸与を受ける会社自らが用意すること
- (3) 1 項に規定の資本財を貸与するために、保税地域事業者或いは PDKB は税関事務 所の所長に書面で申請を出すこと。
- (4) 1 項に規定の資本財貸与に関連した関税領域内の他の場所の工業会社/事業体へ の資本財の搬出の場合、保税地域事業者或いは PDKB は保証金を出すこと。

### 第 42 条

- (1) 第 39 条 5 項或いは第 41 条 1 項に規定の保税地域事業者、他の PDKB、及び/或いは関税領域内の他の場所の工業会社/事業体への 生産機械と型 (モールド)の貸与は貸与契約に留意しつつ、最長 6 ヵ月の期間が与えられる。
- (2) 税関事務所の所長の承認に基づき、1項に規定の貸与期間は最長 6 ヶ月間の延長が可能。
- (3) 地域事務所の所長或いは主要サービス事務所の所長は、特定の保税地域事業者或 いは PDKB に対し、リスク管理に基づき 1 項と 2 項に規定の期間を超える期間で の貸与の承認が可能。
- (4) 関税領域の他の場所に貸与した生産機械と型(モールド)が戻らない及び/或いは1項に規定の期間を過ぎても延長されない場合、下記の規定が適用される:
  - a. 関税と PDRI の支払いのために第 41 条 4 項に規定の保証金を現金化し、保税地域事業者或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う、及び
  - b. 本来支払うべき関税の 100%の罰金が科される
- (5) 他の保税地域へ貸与された生産機械と型(モールド)が1項に規定の期間内に 戻らない場合、元の保税地域事業者或いはPDKBは、関税とPDRIを支払い、本 来支払うべき関税の100%の罰金が科される。

第9章

税関申告

#### 第 43 条

- (1) 保税地域での物品の搬出入は、税関申告を利用してこれを行う。
- (2) 1 項に規定の税関申告は保税地域事業者或いは PDKB がこれを提出する。
- (3)1項に規定の税関申告は電子データ交換を通じて提出のこと。
- (4)3項の規定は電子データ交換規定をまだ採用していない税関事務所には適用されない。

# 第10章

## 輸出品の保管と統合

# 第44条

- (1) 保税地域管理者の場所において保税倉庫の形で保管事業実施が可能。
- (2)1項に規定の保税倉庫の設立手順は保税倉庫に関する法規に基づく。

# 第45条

- (1) 輸出用の保税地域の生産物は税関官吏の監督下、他の保税地域に由来する物品と統合が可能。
- (2) 1 項に規定の統合は、下記に該当する保税地域事業者或いは PDKB が実施可能:
  - a. 輸出品の統合を自ら行う
  - b. 経営、法人、活動分野、生産物が共通、或いは
  - c. 1 保税地域管理者内にあり、活動分野と生産品が共通。保税地域事業者或 いは PDKB の承認書でこれを証明すること。
- (3) 統合を行う保税地域事業者或いは PDKB は、1 項に規定の輸出品の統合に責任を 負う。

#### 第11章

#### 許可の凍結と剥奪

#### 第 46 条

- (1) 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB が第 19 条及び/或いは第 20 条の義務を履行しない場合、税関事務所の所長は大臣の名義で保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB の許可を凍結する。
- (2) 監督を行う税関事務所の所長は、1項に規定の凍結を地域事務所の所長に通知する。

# 第47条

- (1) 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB としての許可は、保税地域 管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB が下記に該当する場合、大臣の名義 で監督する税関事務所の所長がこれを凍結する:
  - a. 下記の形態などにより、十分な初期証拠に基づき、許可から逸脱した活動 を行なった:
    - 1) 生産に利用される原材料と異なる種類の原材料の搬入
    - 2) 供与された保税地域許可と無関係の輸入品の搬入、或いは
    - 3) 許可に基づかない物品の生産
  - b. 下記の形態などにより保税地域事業遂行不能と示された:
    - 1) 活動にかかる記帳を行わない
    - 2) 6ヵ月間連続して活動を行わない、或いは
    - 3) 所定の期間内に債務を完済しない、及び/或いは
  - c. 第 27 条 7 項に規定の関税領域内の他の場所への保税地域の生産物の搬出 制限規定を履行しない
- (2) 1 項に規定の保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB の許可凍結は、 当該者に対する関税総局の検査及び/或いは監査結果のフォローアップとして行 われる。
- (3) 凍結中、保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB は保税地域への物品の搬入が認められない。

# 第48条

第46条1項と第47条1項に規定の凍結された許可は下記に該当する場合、再発効が可能:

- a. 保税地域管理者が第19条に規定の義務を実施した
- b. 保税地域事業者或いは PDKB が第 20 条の義務を実施した
- c. 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB が第 47 条 1 項 a に規 定の供与を受けた許可を逸脱した活動の実施が立証されなかった、或いは
- d. 保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB が保税地域の運営及び/或いは事業を再び実施できるようになった

### 第49条

- (1) 第 47 条 1 項 a と第 47 条 1 項 b に規定の許可の凍結は、保税地域管理者、保税地域 事業者或いは PDKB が下記に該当する場合、剥奪とすることが可能:
  - a. 供与を受けた許可を逸脱した活動の実施が立証された、或いは
  - b. 税関官吏の監査によるレコメンデーションに基づき、保税地域の運営及び/或い は事業を行うことができなくなった
- (2)1項に規定の許可の剥奪は大臣の名義に基づき総局長がこれを行う。

#### 第50条

- (1) 保税地域としての場所の決定、保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB の許可は、保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB が下記に該当する場合、剥奪される:
  - a. 12 ヵ月間連続して活動を行わない
  - b. 既に無効となっている事業許可を利用
  - c. 破産宣告を受けた
  - d. 保税地域便宜の乱用、関税及び/或いは消費税分野の犯罪行為など、事業 上の不正を行なった
  - e. 剥奪申請をした、或いは
  - f. 第40条4項に規定の下請規定を満たさない
- (2) 1 項に規定の許可の剥奪は、大臣の名義により総局長が行う。
- (3) 1 項に規定の許可が剥奪された場合、保税地域管理者、保税地域事業者、及び/或いは PDKB は、監査で見つかったものであるか保税地域から関税領域内の他の場所への物品の搬出により生じた債務であるかを問わず、剥奪日から 30 日以内に未払いの全ての関税、消費税及び/或いは PDRI を支払うこと。
- (4) 許可が剥奪された保税地域で未払い或いは責任下にある関税領域外に由来する物品 には許可剥奪日から 30 日以内に下記を行うこと:
  - a. 再輸出する
  - b. 輸入・消費税分野の通関事務を満たす限りにおいて、関税及び/或いは消費税と PDRI を支払った上で、関税領域内の他の場所へ搬出する、及び/或いは
  - c. 他の保税地域へ譲渡する
- (5) 許可が剥奪された保税地域にまだ残っている関税領域内の他の場所に由来する物品には許可剥奪日から30日以内に下記を行うこと:

- a. 輸出する;
- b. 他の保税地域へ譲渡する、及び/或いは
- c. 関税領域内の他の場所へ搬出する
- (6) 4 項 b と 5 項 c に規定の関税領域の他の場所の物品の搬出の場合、保税地域管理者、 保税地域事業者及び/或いは PDKB は、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税を徴収 し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスの作成の義務を負う。
- (7) 3 項と 4 項に規定の期間が過ぎた場合、保税地域にある物品は帰属のない物品とされる。

# 第51条

保税地域管理者許可が剥奪された場合、保税地域管理者のところに所在する PDKB は下記を申請できる:

- a. 他の保税地域管理者への移転申請、ただし移転先の保税地域管理者からの推 薦状を事前に取得のこと、或いは
- b. 許可を剥奪された保税地域管理者のところで第7条に規定の保税地域管理者 となるための申請

第12章

監督

#### 第 52 条

- (1) 地方事務所の所長、主要サービス事務所の所長及び税関事務所の所長は、監督下に ある保税地域管理者、保税地域事業者及び PDKB の活動を監督する。
- (2) 1 項に規定の監督はリスク管理に基づきこれを実施する。

### 第53条

保税地域管理者、保税地域事業者及び/或いは PDKB に対するリスク管理に基づき、許可剥奪を行う前に関税及び/或いは消費税監査、又は簡易検査を行う。

## 第54条

- (1) 保税地域における物品の搬出入にかかる関税・消費税規定違反の兆候が見られる場合、税関事務所の所長は詳細を調査すること。
- (2) 1 項に規定の調査の結果に基づき事務関連の違反が発見された場合、法規に基づく罰則の適用によりただちにフォローアップを行う。
- (3) 1 項に規定の調査の結果に基づき、関税・消費税関連犯罪が生じたとする十分な 初期証拠が発見された場合、法規に基づく捜査によりただちにフォローアップを 行う。
- (4) 保税地域管理者、保税地域事業者或いは PDKB に責任を負う人が関税・消費税分野の犯罪を犯し確定判決を受け、さらにその人が外国人である場合、総局長は入国管理分野の管轄機関に対し法規に基づくフォローアップのために通知をする。

第13章

雑則

#### 第55条

- (1) 加工、組立或いは他の物品への据付のための物品と材料の輸入にかかる関税の免除或いは還付便宜を受けている会社は、保税地域事業者或いは PDKBへのステイタス移行が可能。
- (2) 1 項に規定の保税地域事業者或いは PDKB として定められる場合、関税免税便宜を取得済みで、免税期間中であるものの、まだ説明責任のないものについては下記の便宜を供与される輸入品として扱われる:
  - a. 関税留保
  - b. 付加価値税或いは付加価値税と奢侈税の無徴収、及び/或いは
  - c. 消費税の免税

(3) 1 項に規定の保税地域事業者或いは PDKB へのステイタス移行を行うため の要件の充足については、保税地域事業者或いは PDKB 許可の取得要件に 関する規定に従うこと。

第14章

移行規定

第56条

# 本大臣規程発効時点において:

- a. 期限を定めていない保税地域許可で財務大臣規程発効前に発行されたもの については、保税蔵置場に関する政令 2009 年 32 号の発効から 3 年間引き続き有効。
- b. 期限を定めた保税地域許可で財務大臣規程発効前に発行されたものについては、当該許可の終了まで引き続き有効。
- c. 財務大臣規程発効前に発行された保税地域許可で当該保税地域が工業団地 外にある場合、2014 年 12 月 31 日までの延長が可能。
- d. 本財務大臣規程発効前に発行された保税地域許可で当該保税地域が工業団 地外にある場合、第4条に規定の要件を満たしている限り、本財務大臣 規程の第13条に規定の申請を行うことで、本財務大臣規程に基づく延長 が可能。
- e. 本財務大臣規程発効前に発行された保税地域許可は 2012 年 12 月 31 日までに第 20 条 d に規定の IT の活用規定を満たすこと。

第15章

結びの規定

#### 第 57 条

本大臣規程発効開始時点において、保税地域に関する財務大臣令 No.291/KMK.05/1997 及び数次にわたり改正されその最終改正である財務大臣規程 No. 101/PMK.04/2005 は取り消し無効となる。

#### 第58条

- a. 選択的な税関検査の枠組みでのリスク管理と、関税・消費税便宜供与のためのリスク管理の採用
- b. 保税地域許可の申請と発行手順
- c. 保税地域への物品の搬入、保税地域からの物品の搬出、保税地域での物品の 廃棄にかかる監督とサービス手順
- d. 保税倉庫許可の凍結と剥奪手順、及び
- e. 簡易検査手順

に関する詳細規定については総局長規程でこれを定める。

## 第59条

本大臣規程は2012年1月1日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本財務大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2011年9月6日、ジャカルタにて制定

財務大臣

アグス D.W.マルトワルドヨ

2011年9月6日、ジャカルタにて法制化

法務人権大臣

パトリアリス・アクバル

### インドネシア共和国官報 2011 年 558 号